

平成27年第3回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成27年11月12日 午前10時00分 開会  
午後 5時29分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 欠 員      | 2番 内 野 悦 子  |
| 3番 川 村 優 子  | 4番 西 川 朗    |
| 5番 増 田 順 弘  | 6番 岡 本 吉 司  |
| 7番 朝 岡 佐一郎  | 8番 西 井 覺    |
| 9番 藤井本 浩    | 10番 吉 村 優 子 |
| 11番 阿 古 和 彦 | 12番 赤 井 佐太郎 |
| 13番 下 村 正 樹 | 14番 西 川 弥三郎 |
| 15番 白 石 栄 一 |             |

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 市 長       | 山 下 和 弥 | 副 市 長   | 生 野 吉 秀 |
| 教 育 長     | 大 西 正 親 | 総合政策企画監 | 本 田 知 之 |
| まちづくり統括技監 | 松 倉 昌 明 | 総 務 部 長 | 山 本 眞 義 |
| 企 画 部 長   | 米 井 英 規 | 市民生活部長  | 芳 野 隆 一 |
| 都市整備部長    | 生 野 吉 秀 | 都市整備部理事 | 土 谷 宏 巖 |
| 産業観光部長    | 下 村 喜代博 | 保健福祉部長  | 山 岡 加代子 |
| 教 育 部 長   | 吉 村 孝 博 | 上下水道部長  | 川 松 照 武 |
| 会 計 管 理 者 | 邨 田 康 司 |         |         |

5. 職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 寺 田 馨   | 書 記 | 中 井 孝 明 |
| 書 記     | 新 澤 明 子 |     |         |

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 10番 吉 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第65号 葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて
- 日程第4 議第66号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 追加日程第1 議第65号 葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて
- 追加日程第2 議第66号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 追加日程第3 葛城市議会議長の辞職について
- 追加日程第4 葛城市議会議長の選挙について
- 追加日程第5 葛城市議会副議長の選挙について
- 追加日程第6 葛城市議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 葛城市議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第9 葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙について
- 追加日程第10 奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出について
- 追加日程第11 奈良県広域消防組合の議会議員の選出について
- 追加日程第12 議第67号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成27年第3回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、平成27年第3回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、議第65号及び日程第4、議第66号の2議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

次に、ここで山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

市長。

**山下市長** 皆様、おはようございます。臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第3回葛城市議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づきまして招集をさせていただいたところでございます。提案をいたします案件につきましては、議決案件2件となっており、提案時におきまして詳細内容をご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、臨時会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**下村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、西川朗君、10番、吉村優子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。平成27年第3回葛城市議会臨時会開催に当たりまして、去る11月5日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについてでございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第4、議第66号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、同じく総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

そして、本会議を休憩し、休憩中に総務建設常任委員会を開催願い、2つの付託議案について審査をいただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。

本会議再開後は、まず、付託議案の日程の追加をお諮りいただきまして、日程の追加をした後、委員長から審査結果について報告を願い、委員長報告に対する質疑、討論、採決までをお願いし、閉会させていただきます。

最後に、会期につきましては、本日11月12日、一日といたします。

以上でございます。議員皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**下村議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日11月12日の一日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日11月12日の一日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、道路利用者の利便性の向上や地域情報の発信、地場製品の販売等を通じて、観光、産業及び文化の振興を図り、地域の活性化と魅力ある地域づくりに資することを目的として、太田地内に葛城市道の駅かつらぎを設置することに伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。

道の駅の施設は、農産物直売所、飲食物販売施設、多目的室、観光・道路情報提供施設、多目的広場等から構成されており、道の駅の管理は本市が指定する指定管理者に行わせることができるとしております。

施行期日は、規則で定める日から施行するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第65号の葛城市道の駅かつらぎ条例の制定について、若干の質疑を行ってまいります。本条例については、総務建設常任委員会に付託が予定されておりますので、概括的に伺いをしたいと、このように思います。

まず、第1にお伺いしたいことは、第16条の利用料金の減免のところであります。第14条において、利用料金が別表2において設定をされております。とりわけ、多目的室、市内に住所を有する者であって営利を目的としない者に対して、1時間当たり300円の利用料金の徴収が予定をされております。本施設については、条例のように、指定管理者による管理が予定をされておるといふこと、この点、減免の規定の内容について伺いをしたいと思っております。

ご承知のように、中央公民館や体育館、あるいは健民運動場等の社会教育施設、社会体育施設等においては、原則、市民や市内の団体の利用については利用料は免除されているわけでありませうけれども、このような施設等との整合性をどう図っていくのか、どのような扱いになるのか、この点について伺いをしておきたいと、このように思います。

それから、附則の施行期日は、この第1条は、この条例は規則で定める日から施行するというふうになっております。どのような段階でいつごろ施行されるか、その見通しについて伺いをしておきたいと思っております。

さらに、附則の準備行為であります。第2条でありますけれども、第7条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができるということであります。指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続というのは、これは指定管理者を選定するための選定委員会の設置や、あるいはその公募の内容を、募集要件等を決定していく。そして、公募を開始し、説明会やその質問に対する回答を行い、さらに選定委員会を開催し、公募された、応募された事業者に対して、一番適切な事業者はどこであるかということを確認し、決定をされていく、こういう手続のことをいわれているんだというふうに思いますが、それらの手続の内容について、この日程について伺いをしておきたいというふうに思います。

また、その他の行為ということが書かれておりますが、その他の行為というのは何を想定、予定されているのか伺いをしたいというふうに思います。

以上であります。

**下村議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部長の下村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

まず、最初の質問でございますが、利用料金の減免についてでございます。

中央公民館やコミュニティセンターにつきましては教育施設となっておりますので、市内の方は全て使用料については減免されております。この道の駅の多目的室につきましては、

市内の学校、幼稚園、保育所など公の機関や、市内の各種団体等が多目的室を利用する場合、指定管理者があらかじめ市長の承認を得たときは利用料を減額し、または免除することができるとなっていますが、個人的に使用される場合につきましては利用料を納付いただくこととなります。

続きまして、附則の中の施行日のことですが、この道の駅が一般の利用に供することができる日をもって、この規則の施行日を定めるものとさせていただきます。

続きまして、附則の中の準備行為の関係でございます。

指定管理者の指定及びこれに必要な手続のうち、これに必要な手続と申しますのは指定に必要な手続でありまして、指定管理者の公募の広告や応募に基づく審査、指定管理者の選定等を指します。また、その他の行為といたしましては、施設内の準備等、12月議会で指定管理者の議決をいただいた後、指定管理者が道の駅がオープンするまでの間に必要となる手続を指します。

以上でございます。

**下村議長** 白石君。

**白石議員** まず、利用料金の減免の件であります。

取扱いとしては、現行行われている社会教育施設、あるいは社会体育施設等との関係でいえば、市民個人で利用されるという場合には、原則減免されて、免除されているわけですが、本施設の多目的室については、この規定のとおり、1時間300円の利用料金を徴収するということになるということになります。

施設の内容からして、そういうことになるのかとはいうふうに思いますけれども、私は、やはりせっかく多目的室を設け、市民のさまざまな取り組み、活動に対して、多目的室を利用されることによって市民の皆さんの活動を支援するとともに、道の駅のにぎわいをつくっていくということからすれば、私は社会教育施設、社会体育施設等と同様に、利用料の減免については、市民個人であっても免除をするということが好ましいのではないのかというふうに考えます。

それから、規則で定める日から施行すると、こういうことではありますが、明確な、どのような段階で、いつの時期に、いつごろにこの規則をつくり、実際に運用を準備し、開始をしていくのかというところがなかったわけではありますが、この点、再答弁を求めておきたい、このように思います。

準備行為についてでありますけれども、部長の答弁では、本条例が議決された暁には、直ちに指定管理者の指定の選定の手続に入ることになります。きょうが11月12日であります。部長は、12月の定例会には指定管理者の指定についての議決を求めると、こういう答弁でありましたので、それから推定をしますと、12月の定例会は9日開会ということになっております。それからさかのぼって、この1週間前、議会運営委員会が2日ごろに開会される予定であります。この議会運営委員会には、やはり理事者提案の議案が整い、議会運営委員会において適正な、適法な提案であるということを決し、議案の配付をすることになるわけであります。

そういたしますと、きょうの日から20日間しか日程がないわけでありまして。この20日間の中で準備行為として、あるいは指定管理者の指定をしていく手続をやっていくわけでありまして。私が先ほど申しましたけれども、やはり選定委員会を設置し、その募集の要件を定めて、公募、広告をしなければなりません。まず、日程的に十分に各事業者にも周知徹底できるのか。選定委員会を開催し、審査をし、適正な、適切な事業者を選定できるのかという点でお伺いをしたいというふうに思いますし、公募の要件で、この間、議論をしましてまいりましたライフサイクルコストであります。

ライフサイクルコストの修繕費、あるいは更新費等については、リニューアル費等も含めてですが、株式会社道の駅かつらぎが発表された道の駅かつらぎ運営基本構想の中には含まれておりません。これがどのような扱いになるのか、この間、一般質問や委員会の中で議論をされてきたわけでありまして、原課は今後協議をしていくと、こういうことになりました。これは運営会社が負担をするのか、市が負担をするのかまだ決まっていないというのが議会の議論の実態であります。しかし、この公募の中では、これらのライフサイクルコストの負担についてはちゃんと明記をし、事業者がそれを認識した上でないと応募できないということになるわけでありまして。

そういうことで、議論をしているさなかでライフサイクルコストの修繕費や更新費等について決定され、指定管理者が選定される。そして、12月9日の定例会には指定管理者の指定の議決を求める案件が出てくるわけでありまして。この点では、非常に、これまでの議論、進捗状況からして、非常につじつまが合わなくなるわけでありまして、この点についてどのようにお考えになっているのか、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

**下村議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

まず、この条例の施行日の関係でございます。

先ほども答弁いたしましたが、この道の駅につきましては現在整備中でありまして、道の駅が一般の方の利用に供することができる日をもって、この規則の施行日を定めるものでございます。

次に、指定管理の公募の関係でございます。

指定管理の公募につきましては、本臨時会終了後、募集要項等の最終調整を経て、告知をする予定であります。公募につきましては、市のホームページ等で行う予定であります。12月議会で提案予定をしております指定管理者の議決までの期間につきましては、20日後でございますが、手続上、法的には問題ございません。

次に、ライフサイクルの関係でございます。

ライフサイクルコストにつきましては、指定管理者の告示に指定管理者管理運営業務仕様書に記載する予定をしております。

以上でございます。

**下村議長** 白石君。

**白石議員** この施行の日が規則で定める日からということであって、これに対して、部長は、一般の

利用に供するような状況になったときに規則を定めて施行されるんだと、こういう答弁であります。

この間、道の駅については、平成28年秋オープンを目指してしゃにむに組みこんできたわけでありまして、私は、具体的に秋オープンを目指して、いつごろに規則を定め、この条例を施行し、住民の利用に供するような状況になるのかということをつまびらかにお答えいただきましたわけでありまして、残念ながら言及がありませんでした。この点は非常に不可解だと。目標は平成28年秋オープンということになっていることはもう間違いのないわけで、これはもう今、撤去していますけれども、建設現場のフェンスにはそのように書いてあったわけでありまして。

それから、指定管理者の指定に係る事務手続でありますけれども、また、その指定管理者の指定の問題であります。手続的には、先ほど申しましたように、20日間しかない。その中で、本当に適正な事務手続が行われるのかどうかということが問われるわけでありまして。私は、神戸市あるいは大阪市の指定管理者制度の運用マニュアルについて見てみましたけれども、やはり1カ月、あるいは2カ月の応募期間を設けて、やはり慎重に選定委員会の中で選定をしていくと。そして、指定管理者制度の実益が上がるように取り組まれているわけでありまして。20日間では、これが実際に指定管理者制度の趣旨にのっとった運用ができるのかと言わざるを得ないわけでありまして。

また、しかし、これはこれとして、そのぐらいの短期でいける理由もやっぱりないことはないんですね。それはなぜかと言いますと、ここに株式会社道の駅かつらぎが出したチラシがございます。「平成28年秋、葛城市に道の駅がオープン」と書いて、「テナント募集説明会」、「ワゴンショップ募集説明会」ということで、これは11月14日の土曜日に、奈良県の社会教育センターで説明会を行うということになっているんですね。

そういうことなんです。議会の議決とか、指定管理者の指定の手続とか、もう全く眼中にないやり方ですね。こういうことをやられて、行政としてどうお考えなのか。もう既に指定管理者が決まっているのかということじゃないですか。説明会は11月14日ですよ。きょうは12日です。あさってやるわけですよ。これは本当に不可解であり、指定管理者については、法の第244条の2、その本当に趣旨にのっとってやはり選定手続を進めるという点で、非常に大きな疑問だと言わざるを得ません。

これをもって私の質疑を終わっておきたい。以上であります。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第65号議案は、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

日程第4、議第66号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。



山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第66号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,495万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億8,058万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、総務費において、番号制度対応 I C 標準システム構築業務委託料、公式 SNS 構築業務委託料、相撲観光創造事業委託料等の補正をお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第66号議案は、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午後 2時15分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第65号及び議第66号の2議案についてを日程に追加いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、議第65号及び追加日程第2、議第66号の2議案を一括議題といたします。本案については休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

**西井総務建設常任委員長** 先ほど本会議において上程され、総務建設常任委員会に付託されました議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて、及び議第66号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について、本会議休憩中に委員会を開催し、審査いたしました。その概要及び結果についてご報告いたします。

まず初めに、議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについてであります。

質疑では、条例第4条中の多目的広場とはどのエリアを指すかという問いに対し、地域振興棟の西側、1万2,000平方メートルの部分であるという答弁がありました。また、指定管

理者募集などの手続のスケジュールを説明願いたいという問いに対して、本議案について議決をいただいた後、早急に最終調整を行い、公募を行う予定である。具体的には、まず11月16日に告示を行い、11月16日から19日まで募集要項を配布し、27日、候補者を選定し、同日に審査結果を発表する。その後、指定管理者の指定については12月定例会にて議決をいただきたいと考えているという答弁がありました。さらに、ライフサイクルコストの内容はという問いに対し、道の駅かつらぎの維持管理に係る経費が含まれているという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第66号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

**下村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第65号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 議第65号の葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて、反対の立場から討論を行います。

本条例は、指定管理者による管理を前提にして、道の駅かつらぎの施設、その他、当該附属施設を住民の利用に供することを目的に、法の規定に基づき、設置条例を制定しようとするものであります。

周知のように、新道の駅建設事業は、葛城市のまちづくり計画をことごとくほごにした上に、凍結を求める6,752筆の市民の意思や、有志議員の見直しを求める声にも一切耳を傾けず、地域振興棟新設工事や、新道の駅調整池・造成工事等、数の力で強引に進めてまいりました。

また、ずさんな計画によって当初の計画は跡形もなくなり、事業面積や事業費がどんどんとふえて、市民の負担はふえる一方であります。近鉄尺土駅前整備事業や新クリーンセンター建設事業、国鉄・坊城線整備事業が平成29年度に先送りされる中で、ひたすら平成28年の秋オープンに向けて進むやり方は、市政に混乱をもたらす大きな原因になっています。このたびの設置条例の提出は、まさに住民無視、強引な事業推進の一環であり、賛同できないも

のであります。

以下、新道の駅事業のこれまでの経過を明らかにするとともに、幾つかの問題点を指摘し、討論としてまいります。

問題の第1は、新道の駅建設事業は、葛城市のまちづくり計画にはなかったことでもあります。

葛城市は平成16年10月に合併をしましたが、合併時に策定された新市建設計画、合併後の平成18年3月に策定した山麓地域整備基本計画、さらに、平成18年10月に葛城市のまちづくりの基本となる葛城市総合計画や、平成19年3月に策定した都市計画マスタープランにもありませんでした。山麓地域整備基本計画は、市議会まちづくり事業特別委員会が平成17年12月から2年間かけて、新市建設計画に基づき、山麓地域全体の整備を具体化するために、合併後、一番最初につくられた計画であります。事業費や事業手法等も決定し、着実に進められてまいりました。計画の内容は、地域活性化事業として、大字太田の「地場産業振興ゾーン」、寺口の「クラインガルテンと花の里」、平岡の「ソバの花咲く里」など、山麓地域全体を活性化するための拠点を整備すること、さらに、大字當麻には「健康と休養の里」を整備する計画でありました。ところが、この「地場産業振興ゾーン」の予定地に新道の駅建設事業計画が割り込み、山麓地域の整備計画は全て中止されることになったのであります。

では、一体どうして新道の駅計画は出てまいったのでありましようか。それは、山下市長が就任後の平成21年4月に設置された商工会会長や観光協会会長、区長会長など14人のメンバーによる「地域活性化（仮称）道の駅計画検討委員会」が原案をつくり、平成22年10月に設置された市民公募のワーキング会議によって、総事業費18億円、事業面積3万3,000平方メートル、さらに、5カ所の候補地の中から現在の建設予定地が決定されたのであります。これらの会議は、いずれも会議録もつくられていない会合の中で決定されたもので、議論の内容や決定のプロセスが全くわからない中で推進されてきたのであります。新道の駅事業の正当性や透明性、適法性が問われる重大な問題と言わなければなりません。

第2の問題は、商工会が道の駅事業に深くかかわっていることでもあります。

商工会は、ワーキング会議が決めた建設予定地内に、合併前の平成16年3月、2,188平方メートルの土地を4,500万円で購入をしています。また、商工会は、合併後の平成18年11月、南阪奈道路の周辺整備計画案を葛城市に要望しています。その内容は、4階建ての商工会議所の建物、ビジネスホテル的な10階建てのホテル、展望レストラン、平屋で150席ほどのセレモニーホール、農産物直売所、そして道の駅が提案されているのであります。まさに道の駅は、商工会のこの要望書の中で初めて出てきたものなのであります。さらに、平成23年10月12日、（仮称）株式会社道の駅かつらぎの発起人代表の商工会会長や、農政活性化推進協議会会長の連名で、山下市長に対して、新道の駅設立要望書を提出しています。その要望書の最後には、「道の駅の運営に際しては、農商工業者が中心となった関係団体で構成する共同出資会社を設立し、行うものであります」と、当初から施設の運営も行うとあからさまに表明していたのであります。商工会は、議会に報告される前から新道の駅計画の策定に深くかかわってきた、このことは明白な事実であります。平成25年には、9年間塩漬けになって

いた商工会の土地は、6,133万円で市の開発公社に売却をしています。

さて、第3の問題は、新道の駅計画がころころと変わって迷走してきたことでもあります。

平成23年10月25日、検討委員会やワーキング会議が策定した新道の駅事業計画が、議会都市産業常任委員会に初めて提案をされました。計画の内容は、道の駅や農産物直売所、商工プラザ等の施設別事業規模、施設構想や施設配置図、オープン時の直売所や加工所等の売り上げ規模、これは8億5,000万円でありました。そして、初年度の経常利益は537万円を予定した経営分析(案)等、詳細にわたって決定、計画されたものであります。

ところが、平成23年11月28日、運営をより経営という観点から一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会を11月に設立し、運営方法、施設規模等、道の駅全体にかかわる部分を協議して、より慎重に考えていきます、こう言って、わずか1カ月で計画の全面的見直しを表明し、商工会中心の設立委員会に計画の協議・策定を丸投げしたのであります。この設立委員会に丸投げして以来、事業面積や事業費、施設の規模や内容、事業収支計画等がころころと変わってきたにもかかわらず、用地買収や造成工事等を強引に推進するなど、更に問題を広げてきたのであります。

4番目は、事業面積は3万3,000平方メートル、これが8万6,000平方メートルに拡大をされた問題です。

市は、県によって違法盛り土の部分の防災・安全交付金事業が着手できるよう、違法盛り土部分の4万2,990平方メートルを競売で入手いたしました。これを機会に、更に民有地6,840平方メートルを買い増して、道の駅の交流広場分2万1,000平方メートルと合わせて7万4,000平方メートルを一体的に公園整備するために、予定していた国の補助事業、都市再生整備事業をやめて都市公園事業に変更する事業手法の変更を平成26年3月定例会で表明したのであります。このことによって、事業面積は当初の3万3,000平方メートルから2.6倍の8万6,000平方メートルにも拡大されたのであります。

ところが、またまた半年後の9月定例会になって、都市公園事業は間違いだった、当初から都市再生整備計画事業である、公園整備は別の事業で行うと、ころっと変更することになり、市長が改めておわびを申し上げたいと謝罪する事態になったのであります。

さらに、第5の問題は、事業面積が拡大され、関連事業が新たに計画されるなど、事業費がどんどんとふえてきたことでもあります。

事業費は、本体事業費が18億円から20億円に膨らみ、さらに、関連事業として、新道の駅西側5万3,000平方メートルの公園緑地整備事業に2億4,000万円、県道拡幅等の周辺道路整備事業や、南阪奈道路へのオンランプ整備事業に4億4,000万円、合わせて6億8,000万円の概算事業費が明らかにされました。ずさんな計画によって、関連事業費を含めた総事業費は、1.5倍の26億8,000万円に膨らんできたのであります。

それだけではありません。第6の問題は、施設の規模や配置計画も変わってきたことでもあります。

平成23年10月の都市産業常任委員会で初めて提案されたときの計画、4カ月後の平成24年2月の都市産業常任委員会に改めて提案された都市再生整備計画など、施設の面積や内容、

配置も変わってまいりました。運営会社の売り上げに大きな影響を与える直売所などの施設の面積は、当初の1,575平方メートルから1.8倍の2,873平方メートル、2階建ての建物に拡大をされ、施設の配置も分棟型からL字型一体型へと二転、三転してきたのであります。

さらに、第7の問題は、新道の駅事業の理念である基本的な方向性や基本方針を転換し、運営会社優先、集客・利益追求の方向に転換をし、地域産業の振興・活性化は後回しにされることになってきたことでもあります。

道の駅の基本的方向性や方針では、第1に、農業や酪農の価値が見直され、新たなビジネスチャンスにもつながるような地域振興の拠点をつくり、地域住民が活躍し、担い手を育成するため、農業・酪農の技術指導や農地のあっせん、商工業の出店指導など、地域産業の振興を支援することが目標とされておりました。市は、基本的な方向性、基本方針は現状において修正していない、こう言いながら、道の駅の成功のために、にぎわいを起こし、集客をふやすための施設としては規模の検討が必要と判断をしたため、規模の修正を図ってきたと方針を転換し、当初の施設の面積を1.8倍の2,873平方メートルに拡大をしたのであります。

さらに、運営会社が赤字にならないためには、利益を追求しなければ経営が成り立たない、そのために、市内産のものだけではなく、消費者のニーズに応じた品ぞろえも必要になる、こう言って、一番の目的である地域産業の振興や活性化を後回しにして、集客をふやし、運営会社の利益優先の方向が改めて打ち出されたのであります。運営会社の利益優先によって、地域産業の根本的な目標・指標だった地産品70%、これを投げ捨てて、当面は奈良県産品70%で運営をする、さらに鮮魚も精肉も扱う、こういうことになってきたのであります。当初計画の経営分析表（案）の売り上げ規模は、地産分が70%で約6億円、地産分以外は30%で2億5,000万円でした。ところが、ここに至って、利潤を追求しなければ会社の経営が成り立たない。年間数億円規模の売り上げの直売所において、市内産の割合を70%とすることはかなり厳しいと予想される。まずは広く奈良県産を70%として、続いて葛城市産70%を目指していく方向もあるということであったのであります。肝心の地元の農業や酪農、商工業などの地域産業の振興支援の役割を後回しにして切り捨てたのであります。経営を任せる商工会中心の株式会社道の駅かつらぎの利益優先、これは明白であります。

第8の問題は、どんどんふえる市民負担増大に誰が責任を負うのかという問題です。

市は、建設費18億円のうち、国から約8億円を交付金としていただき、残りの9億5,000万円は合併特例債を活用する。市の負担額は、事業の実施期間内では約5,000万円である。残りの合併特例債の返済が年間約2,000万円、15年間で3億円となる。市の負担額は合わせて3億5,000万円であり、有利な事業である。市民に大きな負担をかけない、このように言ってまいりました。ところが、ころころと変わる事業計画によって、オンランプ整備や公園整備等の関連事業費が7億円近くもふえて、事業費は1.4倍の約27億円に膨らみ、市の負担は少なく見積もっても約2倍の7億円程度になるのであります。

さらに、ライフサイクルコストは誰が負担をするかという問題であります。

ライフサイクルコストは、建物の竣工後から解体、廃棄されるまでの期間に、建設費のおよそ3倍から4倍の費用がかかると言われています。地域振興棟の建設費等から、24億円か

ら32億円の費用を予想することができます。光熱水費や保守点検費、修繕費や更新費、清掃費や警備費、消耗品などがあります。市は施設を建設して提供するだけ、市民には負担をかけません。運営会社には指定管理料は払わず、赤字が出ても補てんをいたしません、こうやってまいりましたが、施設の設置者である以上、ライフサイクルコストの負担は免れることはできません。地域振興棟の建設費、約8億円から推定をいたしますと、年間平均額約8,000万円のライフコストが発生すると予想されます。この6月に発表した株式会社道の駅かつらぎの道の駅かつらぎ運営基本構想の中期収支計画では、修繕費や更新費等が計上されておられません。この分を市が負担することになれば、年間平均額は約3,000万円程度となるのであります。市は、今後運営会社と協議をすと言っておりますが、利益優先に転換した運営会社の収支計画でも、3年度以降からやっと純利益が802万円確保される計画なのであります。これでは、3,000万円の負担は困難なことは目に見えております。

さらに、市長は、農産物直売所出荷説明会において「出店していただく方がこの場所を活用していただくといいです。運営会社の利益というのはなくていいんです。出品や出店していただく方々にすべて還元をする、そのために新しい道の駅をつくっていくんだということです」、こう言っているのであります。全く心外な発言であります。

このような事業計画に、ライフサイクルコストを含めて40億円近い膨大な税金がつぎ込まれるのであります。一体誰が責任を負うのでしょうか。10年、20年後に、新道の駅建設にかかわった当事者は一体誰が残っているのでしょうか。まさに、市民の負担で最終的には維持することになるのではないのでしょうか。

第9番目の問題は、新道の駅予定地が土砂災害警戒区域に指定されたことでもあります。

3月6日、奈良県から葛城市に対して、土砂災害防止法に基づき、新たに6区域の土砂災害警戒区域の指定が通知・公表されました。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域とされています。今回指定された土砂災害警戒区域に、この新道の駅建設予定地がすっぽりと入っています。しかも、上部には違法盛り土の山があり、葛城山系の地質は広島と同じ真砂土であります。もともと、市民や通行者が多数集まる商業施設の設置にはふさわしくない場所なのであります。

さて、この条例が可決をされれば、直ちに指定管理者の指定の手續が開始をされ、12月9日開催予定の定例会には指定管理者の指定の議決を求めることになります。この間、わずか20日間程度の日程であります。神戸市や大阪市の指定管理者制度の運用指針やガイドラインでは、公募の期間だけでも1カ月から2カ月設定をしています。

また、総務省は、自治行政局長の指定管理者制度の運用についての助言で、このように書いています。「指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画を提出させることが望ましい」、このように助言をしているのであります。平成28年秋オープン、株式会社道の駅かつらぎの指定ありきの条例提出は認められないものであります。

以上、討論を終わります。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

**西川朗議員** 議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

平成28年秋オープンを目指して着々と事業が進められている葛城市道の駅かつらぎは、本条例に定められている設置目的等をもって公の施設としての位置づけをされ、第3条で規定する事業目的を、指定管理者により経営等を行わせることができることになっております。

指定管理者による事業者の選定に当たっては、ライフサイクルコストに係る維持経費については、指定管理者の条件に考慮されておりますので、将来にわたる経営管理に要する経費を削減できるようになっております。

また、指定管理者制度を導入することにより、市民にとっては利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確認しようとする民間経営者の発想を取り入れることで、サービスの向上が期待できると思います。事業者にとっては、より多くの利益を得ることによって、新たなビジネスチャンスが生まれることとなります。

この条例により、効果的な事業の選定を行い、地域に対する経済効果を十分発揮していただくことを切にお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

9番、藤井本君。

**藤井本議員** 議第65号、この条例制定について、賛成の立場から討論を行います。

委員会の方、私、ほかの所で傍聴させてもらっていませんけども、私なりの意見として申し上げたいのは、どうもこの条例そのものに、制定の時期、ばたばた感があるように思います。朝の本会議の中でも広告の話等も出ていたように、何か前後している部分もあるんじゃないかなというふうな気持ちも持っております。

計画の段階でのいろんな意見を私たちも言ってまいりました。しかし、これは工事が進み出すということになったときに条例をつくるというのは、これは当然の話であって、むしろ私から言わせると、何でもっと早くしないのかというふうなことを申し上げたいというふうに思います。

私は、この間、道の駅、いろんなところと比較する中で、大阪の岬町のお話を覚えておられる方もあるかと思いますが、よく比較をしてみたいと思います。何であそこと比較するかというと、あそこ、岬町も、岬町というと、皆さんご存じのように大阪の端で、岬公園があって、全国のビーチバレーをやって、葛城市の中学生も海洋センターの方で学んでくると。葛城市も使っているところがあるわけですけども、この岬町には既に1つの道の駅がある。もう1つ、また新しいのをつくろうというところで、これは葛城市と似ているということで、私も岬町の方へ出向き、いろんなところを比較してまいりました。

ここを1つ紹介して、お願いなり意見を述べたいと思うんですけども、今、岬町の道の駅も平成28年度中、28年度の終わりになるというふうなことをおっしゃっていましたが、

まだ何も取りかかっていないということでございます。ということは、葛城市よりも遅い29年3月まで、29年になってから完成するのかなというようなことを情報として得ているわけですが、岬町では、今、葛城市でつくろうとしている道の駅の条例、この岬町の条例は平成26年9月にもう既に制定されているんです。葛城市と同じような時期につくっていいという段階の中で、条例というものがもう既に1年2カ月前、こういう段階でつくられている。あまり言いたくはないですけども、ここは国との一体型でされるので、そういう関係もあって早くつくられたのかなというところもありますけども、しかし計画的に早くからつくって、それに基づいて進められている。

こういうところからすると、私自身、これをぱっと見たときに、ばたばた感があると先ほど申し上げましたけども、こういうところは葛城市は単独型で行くわけですから、特に担当部署の方はよく気をつけて事務的なところも進めなければならないということが言えるのではないかなというふうに思います。

意見として、つくらなければならないものを今何でなのか、もっと早くから提示をされてすべきであったということ、今後このようなことのないようにしてもらいたい。道の駅にかかわらずそういうことをお願いして、私はこの件については賛成討論といたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、追加日程第1、議第65号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村議長** 起立多数であります。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、追加日程第2、議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時48分

再 開 午後3時15分

**赤井副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の都合により、私がかかわって議長の職務を行います。



先ほど、私のもとに下村正樹議長より、葛城市議会議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。この際、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井副議長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、葛城市議会議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

局長。

**寺田事務局長** 命により、朗読いたします。

辞職願。このたび、都合により市議会議長の辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成27年11月12日、葛城市市議会議長下村正樹。葛城市議会副議長赤井佐太郎様。

以上でございます。

**赤井副議長** お諮りいたします。

下村正樹君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井副議長** ご異議なしと認めます。よって、下村正樹君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(下村議員 復席)

**赤井副議長** ただいま議長が欠けました。この際、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井副議長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4、葛城市議会議長の選挙についてを議題といたします。

議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井副議長** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。重ねてお諮りいたします。

指名の方法については副議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井副議長** ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

葛城市議会議長に、私、赤井佐太郎を指名いたします。

お諮りします。

ただいま副議長が指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井副議長** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました赤井佐太郎が葛城市議会議長に当選いたしました。

ただいま当選者が確定いたしましたので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、当選の承諾及び挨拶を申し上げます。

議会議員の皆さん、私を指名推選という形で推挙いただきまして本当にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

私といたしましては、やはりいろんなこれからの事業、各事業、残っております事業、これの推進に努めていきたい。その中で、やはり葛城市議会が本当によくなってきているなというような、ほかから見られても、葛城市議会はちゃんとやることをやっていっているというように、私としては本当に浅学非才な男でございます。皆さんにいつ何時ご迷惑をおかけするかもわかりませんが、皆さんの本当にご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。私の就任の挨拶としたいと思います。また、いろんなことがあれば、私にいろいろご指導、ご鞭撻の方、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

これより議長として議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私が議長当選を承諾したため、副議長職は自動的に失職となりました。ただいま、副議長が欠員となっております。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時21分

再 開 午後3時40分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第5、葛城市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
重ねてお諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

葛城市議会副議長に西井覚君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西井覚君が葛城市議会副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました西井覚君が議場におられますので、本席から会議規則第32条2項の規定により、当選の告知をいたします。

西井覚君、当選の承諾及びご挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

8番、西井覚君。

西井議員 議員各位皆さん方の全員の指名により、私が、浅学非才な者ではございますが、葛城市副議長という大役を仰せつかり、また、いろんな皆さん方の声で、よその市町村に笑われない葛城市議会をつくるように、微力ではございますが、議長を支えながら、お互い努力しながら葛城市の発展及び市議会の発展に努力したいと思います。

どうもありがとうございました。

赤井議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時43分

再 開 午後4時46分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時47分

再 開 午後5時15分

赤井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

先ほど市長から、議第67号議案の提出がありました。この際、ただいま配付しております議事日程記載のとおり、議第67号議案のほか6件についてを日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第6、葛城市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては委員会条例第8条第1項の規定により、各常任委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました各常任委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

総務建設常任委員会委員長、朝岡佐一郎君。同じく副委員長、川村優子君。

厚生文教常任委員会委員長、増田順弘君。同じく副委員長、西川朗君。

以上です。

次に、追加日程第7、葛城市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま本題となりました葛城市議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては委員会条例第8条第1項の規定により、委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会委員長、西川弥三郎君。同じく副委員長、朝岡佐一郎君。

以上です。

次に、追加日程第8、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、西井覚君。同じく副委員長、内野悦子君。

以上です。

次に、追加日程第9、葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。  
葛城広域行政事務組合の議会議員に西井覚君、そして私、赤井佐太郎を指名いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま議長が指名いたしました兩名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました西井覚君、そして私、赤井佐太郎が葛城広域行政事務組合の議会議員に当選いたしました。

兩名がおりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第10、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合同約第5条第1号及び第2号の規定により、選出する4名の組合議会議員のうち、2名は議長、副議長が当たることになっており、同条第3号の規定により、2名を議会から選出することになっております。

選出の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員には藤井本浩君、西川朗君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました兩名を、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤井本浩君、西川朗君並びに副議長西井覚君、そして私、赤井佐太郎を、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

次に、追加日程第11、奈良県広域消防組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、奈良県広域消防組合同約第5条第1項の規定により、議会から1名選出するものであり、選出方法につきましては議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域消防組合の議会議員に西川弥三郎君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました西川弥三郎君を、奈良県広域消防組合の議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西川弥三郎君を、奈良県広域消防組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

(下村議員 退席)

**赤井議長** 次に、追加日程第12、議第67号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案を事務局長に朗読させます。  
局長。

**寺田事務局長** 命により、朗読いたします。

議第67号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第196条第1項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記。住所、葛城市尺土●●●、氏名、下村正樹。昭和●年●月●日生まれ。平成27年11月12日提出、葛城市長山下和弥。

以上でございます。

**赤井議長** 本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第67号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議会議員から選出されております監査委員の西川弥三郎氏から本日、11月12日付をもって辞任願が提出されましたので、新たに選任いただくものでございます。議会議員として豊かな経験があり、人格ともにすぐれている下村正樹氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第67号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(下村議員 復席)

**赤井議長** 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格別のご協力によりまして、議会運営が極めて円滑に進められましたこと、さらには新たな議会構成ができましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会より新体制となったわけですが、各執行機関におかれましては会期中だけでなく、閉会中も各委員会を開催し、その中でも活発な議論を交わしております。その議論の中で出された意見や要望につきましても、真摯に受けとめられ、引き続き市政の執行に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 臨時会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

平成27年第3回葛城市議会臨時会の全日程を終え、閉会の運びとなりました。

提案をいたしました議案につきましては、議員各位の慎重なるご審議を賜り、全て可決をいただきましたことに対しまして、衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

また、本臨時会におきまして、新しく議長、副議長並びに各委員の選任になりましたわけですが、私も葛城市政の更なる発展に向けて、皆さんとともに精いっぱい取り組んでまいりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての私のご挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

**赤井議長** 以上で、平成27年第3回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後5時29分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長      赤 井 佐 太 郎

議 会 前 議 長      下 村 正 樹

議 会 前 副 議 長      赤 井 佐 太 郎

署 名 議 員      西 川      朗

署 名 議 員      吉 村 優 子